

景品表示法等に基づく表示の徹底について

環境生活部県民生活課

1 経緯

大手ホテル事業者や百貨店などが運営する飲食店等において、メニューの表示と異なった食材を使用して料理を提供していたことが大きな問題となっており、県民の食品表示に対する信頼が揺らいでいるところである。

そのため、本県及び消費者庁において、下記のとおり食品表示の適正化等に向けた対応を実施している。

2 県の対応

(1) 関係団体に対し適正な表示の徹底について要請 (H25年11月15日)

- ・ 公益社団法人 千葉県食品衛生協会 (対象地域は千葉市を除く県内全域：約40,000会員)
- ・ 公益社団法人 千葉市食品衛生協会 (対象地域は千葉市：約2,000会員)

(2) 県ホームページにより周知徹底

- ・ ホームページにおいて、「飲食店のメニュー及び加工食品等における適正な表示の徹底について」を掲示し、飲食店事業者を含め県民等へ広く周知徹底を図った。

(3) 県内事業者等への立入調査等の実施

- ・ 事業者からの報告受理及び立入検査の実施

(4) 国への要望 (H25年12月5日)

- ・ 全国知事会から、国に対し「景品表示法における食に関する適正表示対策の拡充について」を要望した。

3 消費者庁の対応

(1) 関係団体 (ホテル関係団体・百貨店協会等) に対し、食品表示の適正化に向けた要請

(2) 3社に対し景品表示法に基づく措置命令を実施 (H25年12月19日)

(3) 食品表示に係るガイドラインを作成 (H26年1月27日までパブリックコメント)

- ・ 景品表示法上の優良誤認の考え方のほか、メニュー表示に関するQ&Aとして、肉類・魚介類・農産物及び小麦製品等に係るメニュー表示として「問題となる事例31例」、「付随する表現しただけでは問題となる事例4例」を具体的に表記した。

(4) 景品表示法における都道府県の権限の拡大を含めた改正を検討

(5) 好循環実現のための経済対策 (H25年12月5日閣議決定)

- ・ 「食品表示適正化・地域体制づくり等に対応した消費者行政拡充対策」の中で、食品表示監視調査システムの創設(国事業)等についてメニュー化された。

(6) 食品表示Gメン等の消費者庁への併任発令について (平成26年1月24日)